

市町農用地利用計画の策定又は変更協議に係る同意基準

第1 目的

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第8条第4項（法第13条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、市町が農業振興地域整備計画（以下「農振整備計画」という。）を定め又は変更しようとするとき、当該農振整備計画のうち同条第2項第1号に掲げる事項に係るもの（以下「農用地利用計画」という。）について、知事が市町長から協議を受け、同意するか否かを判断するための基準として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の2の規定に基づき定めるものである。

第2 適用

本同意基準は、法や農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号。以下「令」という。）、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号。以下「規則」という。）の規定に基づくものであり、適用に際しては、法令の解釈等について示した農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年4月1日付け12構改C第261号農林水産省構造改善局長通知。以下「国ガイドライン」という。）等関係通知を必要に応じ引用して判断するものとする。

なお、農用地利用計画の策定又は変更に係る同意基準のうち、手続き等に関する形式的事項については、別途定めている市町農業振興地域整備計画の変更に関する県ガイドライン（平成12年4月1日付け農政第41号農林水産部長通知。以下「県ガイドライン」という。）のとおりとし、本同意基準では、農用地利用計画の内容と法令で定めるその要件との適合基準等に関する実質的事項を定めるものとする。

第3 同意の基準（実質的事項）

市町が農用地利用計画を策定又は変更しようとして知事へ協議を行う場合、知事が同意するためには、県ガイドラインで定めた形式的事項を満たした上で、策定の場合には農用地利用計画が、変更の場合には変更内容が次の基準を満たしていなければならない。

- 1 法第1条及び第2条の規定に基づき、農業振興地域整備計画は、地域の自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると知事が指定した農業振興地域において定めるものであり、法の目的や農業振興地域の整備の原則を尊重したものでなければならない。

このため、非農業的土地需要への対応については、農業振興地域外で用地確保に努めることが原則であり、当該用途に供することが農業振興地域外では困難であること。

- 2 法第10条第1項の規定に基づき、兵庫県農業振興地域整備基本方針（昭和45年4月13日兵庫県告示第450号。以下「基本方針」という。）に適合するとともに、法

第4条第3項に規定する地域振興及び施設に関する計画並びに都市計画との調和が保たれていなければならない。

このため、非農業的土地需要への対応については、市街化区域や用途地域など他法令に基づく計画において当該用途に供する区域として位置付けられた土地に誘導することが原則であり、当該用途に供することがその区域では困難であること。

- 3 策定又は基礎調査の結果による変更の場合、法第10条第2項の規定に基づき、議会の議決を経て定められた当該市町の建設に関する基本構想に即するものであること。
- 4 法第10条第3項の規定に基づき、農業振興地域内の農用地等および農用地等とすることが適当な土地であって、同項各号に規定する次に掲げるものにつき、農業上の用途を指定して定めるものであること。

ただし、法第10条第4項の規定に基づき、農業振興地域内の農用地等および農用地等とすることが適当な土地であっても、土地改良法(昭和24年法律第195号)第7条第4項に規定する非農用地区域内の土地その他令第8条各号に掲げる土地は含まれないこと。

 - (1) 第1号に規定する集団的に存在する農用地で、令第6条に規定する規模(10ヘクタール)以上のもの。
 - (2) 第2号に規定する土地改良事業等の施行に係る区域内の土地。なお、同号に規定する土地改良事業等は、規則第4条の3各号の要件を満たすものであること。
 - (3) 第3号に規定する集団的に存在する農用地および土地改良事業等の施行に係る区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地。
 - (4) 第4号に規定する法第3条第4号に掲げる土地(農業用施設用地)で、令第7条に規定する規模(2ヘクタール)以上のもの、又は(1)および(2)に掲げる土地に隣接するもの。なお、農業用施設については規則第1条各号に掲げるものとする。
 - (5) 第5号に規定する(1)から(4)までのほか、当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地。
- 5 農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更の場合、法第13条第2項の規定に基づき、同項各号に規定する次の要件のすべてが満たされること。
 - (1) 第1号に規定する要件として、当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域以外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。
 - (2) 第2号に規定する要件として、当該変更により、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

- (3) 第3号に規定する要件として、当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
 - (4) 第4号に規定する要件として、当該変更により、農用地区域内の法第3条第3号の施設（土地改良施設）の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。
 - (5) 第5号に規定する要件として、当該変更に係る土地が法第10条第3項第2号に掲げる土地に該当する場合にあっては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる効用の確保を図る観点から政令で定める基準（事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過）に適合していること。
- 6 国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用公共用施設の用に供するための変更の場合、法第16条の規定に基づき、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という国及び地方公共団体の責務にかんがみ、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めたものであること。

附則

この同意基準は、平成24年10月1日以降に申出のあった協議から適用する。